

国海技第189号
平成24年3月28日

登録操縦免許証更新講習及び登録失効再交付講習実施機関 御中

国土交通省海事局海技課長



登録操縦免許証更新講習及び登録操縦免許証失効再交付講習
の公正な実施について

登録操縦免許証更新講習又は登録操縦免許証失効再交付講習（以下「更新講習等」という。）の料金における登録操縦免許証更新講習実施機関若しくは登録操縦免許証失効再交付講習実施機関（以下「実施機関等」という。）又は実施機関等から受講者の募集を委託された海事代理士のホームページ等による掲載については、更新講習等の料金に加え、身体検査手数料、海事代理士による代理申請に対する手数料等を含めた額を一括して表示しているものがあり、最近、受講者と思われる者などから、料金が不透明で理解しにくいなどのご指摘を受けることが少なからずあります。

また、海事代理士に受講者の募集を委託している場合など、そのホームページ等では、実施機関等が明らかにされておらず、その講習の責任関係が不明確なものも見受けられます。

これらについては、地方運輸局等による立入検査の機会にも随時指摘しているところですが、今後は、受講者等に対して誤解を招くことのないよう下記について十分留意頂き、更新講習等の一層公正な実施を図られたい。

記

1. 更新講習等の料金を表示する場合、国土交通大臣に届出された登録操縦免許証更新講習事務規程又は登録操縦免許証失効再交付講習事務規程に定める講習料金を海事代理士手数料等と明確に区別して記載すること。
2. 実施機関等から委託を受けた者が受講者の募集等を行う場合、その講習に係る実施機関等の名称、問い合わせ先等を明示させるとともに、上記1. に準じ料金を明確に記載させること。